

# 平成29年第6回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月13日（火曜日）

## 議事日程（第1号）

平成29年6月13日（火）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第69号から議案第81号まで
- 第6 請願第7号から請願第9号まで、陳情第4号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君		
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤		光	君	教育長	渡	邊	尚	人	君
総務部長	渡	邊	裕	次	君	企画財政長	濱	野	利	夫	君
市民福祉部長	後	藤	友	二	君	産業観光長	安	藤	信	義	君

建設部長	猪	股	雄	司	君	総務部長 兼 税務部長 (課長)	坂	田	和	三	君
市民福祉部長 兼 環境部長 (課長)	鍵	谷	繁	樹	君	産業観光部長 兼 交通部長 (課長)	本	間		聡	君
産業観光部長 兼 農林部長 (課長)	高	野	博	明	君	建設部長 兼 上下水道部長 (課長)	渡	部	一	男	君
総務部長 兼 総務課長	甲	斐	由	紀	夫	総務部長 兼 防災課長	齊	藤	昌	彦	君
企画財政部長 兼 企画課長	岩	崎	洋	昭	君	企画財政部長 兼 財政課長	磯	部	伸	浩	君
市民福祉部長 兼 市民生活課長	小	路		昭	君	市民福祉部長 兼 社会福祉課長	中	川		宏	君
産業観光部長 兼 地域振興課長	市	橋	秀	紀	君	産業観光部長 兼 農業政策課長	金	子		聡	君
建設部長 兼 建設課長	矢	川	和	英	君	教育委員会 兼 学校教育課長	吉	田		泉	君
教育委員会 兼 社会教育課長	越	前	範	行	君	消防長	中	川	義	弘	君

事務局職員出席者

事務局長	村	川	一	博	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	梅	本	五	輪	生	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第6回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、16番、佐藤孝君及び18番、近藤和義君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る6月9日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から6月29日までの17日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。なお、午後1時からは議会報編集特別委員会を開催いたします。

14日は、午前10時から執行部からの報告を受けるため社会文教常任委員会を、また請願について紹介議員から説明を受けるため産業建設常任委員会を開催します。なお、午後1時30分から議会改革等特別委員会を開催いたします。

15日は、午前10時から各派代表者会議を開催いたします。

16日から21日までが一般質問であります。質問者は15人であります。

21日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は3件で、国民健康保険税本算定に伴う条例改正並びに関連する補正予算2件であります。なお、追加議案は19日午後議場に配付をいたします。

22日は、午前11時から各派代表者会議を開催いたします。

22日午後から27日までの間が常任委員会審査であります。

28日は、午後1時30分から議員全員協議会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催します。

29日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月29日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は17日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） おはようございます。よろしく申し上げます。平成29年第6回佐渡市定例会に当たりまして、平成29年第3回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご報告いたします。

報告第6号及び報告第7号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号 平成28年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものであります。

続きまして、報告第9号 平成28年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第10号 平成28年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第11号 平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告させていただくものであります。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりですが、その繰越額が確定しましたので報告させていただくものです。それぞれの報告額につきましては、一般会計が15億6,384万2,000円、下水道特別会計が6億4,827万円、二宮財産区特別会計が620万円であり、財源も財源内訳のとおりあわせて繰越をしております。一般会計の主な繰越事業は、国の補正予算に伴う経済対策事業や地元調整等に日数を要した道路、橋梁改良舗装事業などがございます。

続きまして、報告第12号 平成28年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

続きまして、報告第13号 佐渡市土地開発公社の経営状況について及び報告第14号 株式会社両津TMOの経営状況については、出資法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものです。なお、平成28年

度の株式会社両津TMOの決算では当期純損失を計上しております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 大きくは2つ聞いておきたいというふうに思います。

1つは、継続費もあるのですが、報告第9号の繰越明許の関係です。私の記憶だと、3月議会のときに繰越明許を出したときには17億6,000万円だったと思うのです。今回先ほど説明があったように、繰越額として15億6,000万円と。この辺がどういうことなのかというのをお尋ねしたい。それと、もう一つは当初の、ここに出ている16億9,000万円に対して繰越額がそれに至っていない部分、差額の部分はどういうふうに考えたらいいか。例えばわかりやすいところでいこうかな、どこでもいいですが、ちょっと教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、株式会社両津TMOの関係です。私の理解が不十分だというふうに思うのですが、何か株式会社両津TMOは解散する、しないというような話があって、解散するのだろうと思っていたら平成29年度の実施事業もあるということなのだけれども、その辺はどのようになっているのかお教え願いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

繰越額についてですが、3月の報告の時点では見込み額ということでやっておりますが、実際に事業を進める上で前年度中に終わったものがありますので、今回は実際に繰越す額を報告しているというものでございます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

株式会社両津TMOについては、5月の総会で決算の報告がありましたが、このときには1年、平成29年度全体の事業予定を立てました。6月末にもう一度取締役会を行いまして、秋に解散する方向で手続を進めるということで動いております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 繰越明許のことはまさにそのとおりなのですが、何が言いたいかというのと、この間一連の補助金の不正問題や財政規律の乱れということというのと、例えば議会でチェックしていくとどうなるかというのと、3月議会には17億6,000万円の繰越明許ですと、予算ですから見積もりにすぎないというのが今の答弁なのだけれども、例えばそのときに、私が調べた中身でいうと、県営の農村整備事業の経済対策6,428万2,000円になっていますよね。それともう一つは、漁港施設管理事業の492万円が抜けているのだというふうに思うのですが、そうだろうと思うのですが、3月議会の時点ではどうしてできなかったものがあったのか。物の書いたものでいうと、繰越明許で設定をしても採択がなかったものについては報告しなくていいということにはなっていますが、そのぐらいの説明があっているのではないかとということ

です。

もう一つ、こっちのほう、株式会社両津TMOの関係ですが、秋に解散というのだけれども、ここにある委託事業のようなものは一体どうなるのですか。その辺は十分検討されているというふうに思うのですが、つまり今度は市が直営で委託するということになるのかなというふうに思うのですが、そうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

議員おっしゃられるように、それぞれの事業ございます。当初の見込み時点では、これについては間に合わないかもしれないというところを出しておりましたが、事業の進捗状況が進んだということで前年度中に支払いが終わりました。ですので、実際に繰越す額は今回この金額ですということになります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今株式会社両津TMOが委託しております両津北埠頭の駐車場の関係がありますが、これについては解散と同時に両津港北埠頭駐車場管理協議会が直接公益社団法人佐渡シルバー人材センターと契約をするというふうな形で聞いておりますし、あと物産館については3月から売却ということで目指しておりましたが、なかなか買い手が見つからない状況であります。それについては、また地域の方々と話をしながら今詰めている状況であります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 繰越明許のほうをもうちょっと聞いておきたいと思います。さっきから言うように、自治体の会計原則の例外的な措置として繰越明許あるいは事故繰越あるわけです。事故繰越もそうだけれども、繰越明許も安易な理由で繰越をしてはならない。国も含めて、実際議員もそう、私もそうなのだけれども、繰越明許を会計的にどう見るかという意外と厄介なのだ。これが不正とは言わぬけれども、いろんなことの温床になるというのが国の指摘なのだけれども、そこでさっき言った県営農業農村整備事業と漁港整備事業だろうというふうに思うのだけれども、ここの部分に限っていえば繰越明許を設定するときには何が理由で繰越明許にしたのか。ところが、さっき課長が言ったとおり、予定よりもうまくいったからということなのだけれども、何かとても安易な設定だったのではないかというふうに私は思うのだけれども、その辺どうなのかということです。

株式会社両津TMOの関係ですが、昔鳴り物入りで中心市街地活性化云々ということで両津市の時代に事業採択をして、国から認定を認められたと。全国でもそんなに多いわけではない中で、確かに当初の中心市街地活性化という目的は終わったのかもしれないけれども、これから世界遺産でございます、観光客を呼び入れますという中で、例えば表玄関の両津地区における中心市街地をどうするかという点で新しい発想での取り組みが要するというふうに私は思っているのだけれども、その辺はあなた方が今度は直営でやるというのか、どういうふうにしてやるのか、ちょっとお答え願いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

3月補正の時点で繰越のほうの主な理由としましては、国の補正予算あるいは経済対策、あるいは地元

との協議がなかなか調わないというところで繰越理由のほうはありますが、実際に詰めている間で発注ができましたと、前金払いを払いましたということができれば実際に繰越す額のほうは少なくなるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今両津夷本町商店街のほう、商工会女性部の方がいろんな催しをやって、飾りつけ等をやっております。今後商工会と連携して、地域振興課のほうと我々と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これは、もうちょっと突っ込んだ報告が必要だと思うのです。1つは、株式会社佐渡しままーとの未収金はどうなっている。どこまでどう進んでいるのか。それから、佐渡市が900万円を出資しているけれども、これがゼロになる。これは、佐渡市の全体的な予算からすると非常に小さいかしらぬけれども、何もしないでただどぶに捨てるというわけにはいかない。このことについては、監査委員でも重要な問題として取り上げているのですが、市議会でも大きな問題としてずっと各定例会ごとに出てきたのですが、もうちょっと詳しいというか、身の入った報告をしてもらわないと困ると思うのですが、それについてどう説明してもらえますか。

○議長（岩崎隆寿君） 伊藤副市長。

○副市長（伊藤 光君） 説明させていただきます。

株式会社両津TMOの関係、それから株式会社佐渡しままーとの未収金のごございますが、まず株式会社佐渡しままーとの補助金に関する未収金に関しては請求を続けております。株式会社佐渡しままーと自体は会社の運営実態がないという状況にはなっておりますが、会社としてはまだ名義上といいますか、存続しておりますので、そちらに対する請求行為は続けております。それから、株式会社両津TMOのほうとしては家賃の未収金がございます。こちらについても請求を継続しているという状況であります。それで、先ほどの説明をもう少し詳しくしますと、あそこの物産館の関係は公売という形で売却の方針で購入者を募っておりましたがあられわれず、当初は残存価格の882万円での売却を目指しましたが、お問い合わせは数件ありましたが、購入者はあられわれませんでしたので、役員会を開きましてさらに販売価格を下げまして、再度購入者を探しておりましたが、これもあられわれずということで、今は株式会社両津TMOを清算して、物産館については佐渡市に譲渡していただくという形で、その後またどうするかというのはご意見をいただきながら詰めていかなければいけないというふうに考えております。それから、株式会社両津TMOの清算につきましては今準備を進めておりまして、秋ぐらいまでには株式会社両津TMO自体の清算ということの運びで計画をしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） そうしますと、今の副市長の説明を整理しますと、まず1つは株式会社佐渡しままーとに関してはずっと請求は続けていますよと。もう一つは、先ほど地域振興課長の説明ですと、今月末に方向性をきっちりどうするか決めますよと、そういうふうな理解でよろしいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 伊藤副市長。

○副市長（伊藤 光君） このところ何回か、株式会社両津TMOのほうの役員会は開いておりまして、そこで大まかな方針に沿ってここまで進めてまいりましたが、購入者があらわれませんので清算の準備をしておりますが、正式に決定をして会社のほうは清算と。それから、残っている財産につきましては佐渡市のほうに譲渡ということで近々最終決定をするということでもあります。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 議案第69号から議案第81号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第69号から議案第81号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしく願いいたします。

まず、議案第69号及び議案第70号は一括のご説明とさせていただきます。議案第69号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 佐渡市奨学資金貸与条例の制定について。以上の2議案は、佐渡市民の修学の支援及び定住促進を図るため奨学金制度を見直すものです。現行の佐渡市奨学資金貸与条例における専門学校、短大、大学に在学する者を対象とした奨学金を増額し、卒業後に一定期間佐渡で就労することを要件としまして全額免除するなど、所要の改正を行うとともに、佐渡市の誘致校奨学資金貸与条例を本条例に整理統合するものであります。また、佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例は他の奨学金との統一性を図るため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第71号及び議案第72号も一括してご説明させていただきます。議案第71号 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上の2議案は、新潟県が実施する重度心身障害者医療費助成事業の実施要領が平成29年3月31日に改正され、平成29年9月1日から助成対象者に精神保健福祉手帳の交付を受けた者の一部を新たに加えることになったことに伴い、条例の一部を改正するものです。あわせて、助成対象者の自己負担額が増額しないよう、所要の改正を行うものです。

議案第73号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、減収補填制度を定める省令のうち離島振興法第20条の適用期限について改正されたことにより、同法の適用を受けて実施している本条例の適用期限を延長するため、条例の一部を改正するものです。

議案第74号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成29年2月3日、佐渡市住吉地内において発生した市所有の除雪車による事故に関し、相手方に損害賠償金を支払うことについて議会の議決を求めるものです。

議案第75号及び議案第76号は、一括して説明いたします。議案第75号 災害対応特殊救急自動車購入契

約の締結について、議案第76号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について。以上2議案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設設備整備計画に基づき、佐渡市両津消防署に配備予定の災害対応特殊救急自動車及び必要各所の佐渡市消防団に配備予定の小型動力ポンプ付軽積載車の購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

議案第77号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億999万4,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では国から不採択の内示があった地方創生推進交付金を減額計上するほか、地方交付税及び県支出金などの増額計上、歳出では生乳プラント施設整備事業を支援する酪農振興施設整備事業補助金などを予算計上するものです。

議案第78号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ161万9,000円を追加するものです。主な補正内容は、後期高齢者医療保険料軽減誤りによる保険料還付金等を増額計上するものです。

議案第79号から第81号までは、一括してご説明いたします。議案第79号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設工事請負契約の締結について、この建築についてでございます。議案第80号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設の電気設備工事請負契約の締結について。議案第81号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設の機械設備工事請負契約の締結について。以上3議案は、両津支所、両津地区公民館、両津図書館建設工事について6月6日に執行しました入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第69号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 議案第69号も議案第70号もざっくり言えば今よりも額もふやしてよくする、給付型っぽいものを目指そうということで悪いことではないというふうに思うのですが、そこでちょっと聞いておきたい。医療技術者の関係ですが、私も今回改めてこれを見させてもらったのだけれども、今国でも給付型の奨学金の問題、いろいろもめているのだけれども、例えば条例の中で免除の規定と猶予の規定が整合性がないのではないかというふうに思うわけ。つまり返済免除については死亡したとき、障害を残すとき、ところが猶予にいくと災害、疾病、その他やむを得ない事情ということ。何言いたいかというと、今全国的に奨学金の問題で問題になっていることが、奨学金をもらって学校も卒業したのだけれども、勤め先がない、働けないということが実はあるのです。しかも、奨学金、論理上1つだけではなくてほかも借りてやっている場合もあるわけです。そういう意味でいうと、例えばわかりやすく言えば免除するとき、働けなくなったとき、あるいは死亡したときが第10条には似たようなのがあっても、何で入っていないのかというのが1つです。

もう一つは、今回保証人の要件を新たに厳格にしましたよね。例えば実際の運用上はそうだったのかもしれませんが、保証人については年齢要件、65歳未満、そして住所も佐渡市でしょう。本市に住所を

有する者。結構厳しくなっているのではないですか。その辺どうしてこういうことにしたのか、基本的にお尋ねしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民生活課長。

○市民福祉部市民生活課長（小路 昭君） ご説明いたします。

具体的には免除のほうは後遺症が残って働けなくなった場合のようなときを想定しておりますし、猶予の場合は一旦働けなくなった場合があったとしても復帰、就業できる状態に戻るようになれるような方のことを想定しております。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

保証人の関係でございますが、現行ですと2人のうち1人については条件となる規定を設けてございませんでしたが、これはある程度免除規定というようなものも今回全額となるというようなこともありまして、議案第70号と整合性を持つために独立の生計を営む65歳未満の成年と規定したものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 前段の猶予と免除の規定は、やっぱり本来整合性を持たせるべきだと私は思うのです。ほかの奨学金、国のもちよっといろいろ見てみましたが、やっぱり整合性あります。明らかに第9条第1項の債務返済の免除の規定は死亡したときの第1号と第2号でしょう。猶予の規定にいくと、第10条第3号で災害、疾病で働けないということも想定したものが要るのではないかと、その辺は十分、医療従事者ですから、もちろん職場ということではあるのでしょうけれども、どうなのかというふうに思います。それと、保証人の要件、答弁がよくわからなかった。何言いたいかという、うちの親は65歳以上です。だけれども、東京にいるおばさんが保証人になってくれるというのがあったっていいではないですかということ言いたい。わかりやすく言えば。当然なのです。何で間口を狭くするのですか。今奨学金問題では保証人さえなくするべきだという議論が国的にはあるのです。そのことによってがんじがらめにするのではなくする。何でこういう厳格化してしまったのですか。前のほうが私はいいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐総務課長。

○総務部総務課長（甲斐由紀夫君） ご説明申し上げます。

連帯保証人は、基本的には滞納になったときの回収手段という位置づけで立てております。ですから、佐渡市にいて私どもが債権者として回収しやすい方法といったことからいいますと、少なくとも1人は佐渡市民であってほしいと、そちらのほうに滞納整理をするときにしやすい方法として1人は佐渡市民というふうにさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 先ほどの猶予規定の関係ですけれども、ちょっと勉強させていただいて、所要の問題が発生しないように検討させていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 後段から言いますと、言われるのもっともな点があるので、勉強させてもらってこれから検討しますというものは議案として出すべきではありません。

2点目、確かに保証人要件、わかりやすく言うと、書いてあるとおりに言うと、奨学金を受けようとする

る者が未成年者、ほぼ未成年者ですよね。法定代理人ともう一人は、またこれらにかわる者として独立の生計を営む65歳未満の者として、第3項に行って本市に住所ということで縛っているのです。これはやっぱりよくない。やめませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

先ほど申しあげましたとおり、連帯保証人につきましては債権の回収ができなくなった場合の措置として保証人を設けるものでございますので、ある程度独立会計、独立の生計を営む資力のある、いざという場合の返済の資力のある方という想定のもとで65歳という設定をしております。また、学校教育課のほうの次の議案第70号になりますけれども、そちらのほうで整合をさせていただいている、統一させていただいているというところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

猶予の規定でございますが、返せる方は基本的には返していただきたいという形で我々は盛ったものでございます。それから、議案第70号のほうと整合性をとってございます、合わせてございますので、そのあたりもありまして、その形でもしそういうケースが出るというようなことも今後想定されるようであれば検討させてもらうという意味でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 次のところでもよかったのですけれども、議案第69号、議案第70号、ほとんど一緒なのでということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

今ので従来の条例だと半額だけ免除しますよ、5年間いたらというのが、今回全額返さなくていいですよと、大変いいことなのですけれども、1つお伺いしたいのは来年度からこの制度になったときに従前の条例で受けている子供たちも当然これが適用になると思うのです。来年から例えば返済に入る子も5年間いれば当然全額返さなくてよくなると思うのですが、まず1点。

それと、既に5年間佐渡で働いて半額免除で終わりました。残りの半額を今佐渡にいて返している子、あと島外に出て返している子がいると思います。その子たちは、既に5年間いて半額免除になっています。その子たちは、今返しているのだけれども、これが適用されることによって全額返さなくてよくなるのが1点。あと、半額になった部分を返してきている子たちは全額免除になるわけですから、今まで既にお返しした分が戻ってくるのかどうかについてお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

ただいまの質問は、議案第70号の案件になりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（渡邊裕次君） 学校教育課の所管します議案第70号の議案につきましては、これまで貸与を受けている規定の内容につきましては従前どおり引き継いでいきますが、今回の議決を経て、施行日は来年の4月1日を予定しておりますので、新しい制度につきましては施行の日から適用させていただくということになります。したがって、今受けている方が有利なほうに選択できるという形になりますので、

場合によっては新と旧と両方併用して使うということも想定しております。その場合の返済につきましては、旧は旧で決定を受けた貸与、返済の条件のもとで返済をしていきますし、新の部分については新の規定によって、いわゆる2階建ての返済方法で返済をしていただくという形になります。また、施行の前にさかのぼっての適用ということは予定しておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） この新しい制度になるに当たって、誘致校奨学金制度を廃止するということが書いてあるのですけれども、この対象校としては学校法人新潟総合学院伝統文化と環境福祉の専門学校と佐渡保育専門学校なのかなというふうに思うのですけれども、特に介護、保育に関しては人材不足と、保育も保育士の資格を持っていない方も保育に従事されている……

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬議員に申し上げます。議案第69号の案件についての質疑。

○4番（広瀬大海君） 関連というか……

○議長（岩崎隆寿君） 次議案第70号をやりますので。

○4番（広瀬大海君） これ議案第70号のところということですか。

○議長（岩崎隆寿君） 議案第69号のところをお願いいたします。

○4番（広瀬大海君） わかりました。

○議長（岩崎隆寿君） 議案第69号について、ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 佐渡市奨学金貸与条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 先ほどは申しわけございませんでした。先ほどの続きなのですけれども、学校法人新潟総合学院伝統文化と環境福祉の専門学校と佐渡保育専門学校が誘致校奨学金制度といったところの対象校というふうになるかと思うのですけれども、保育、介護ともに人材不足と言われている中で、この誘致校奨学金制度の受給される方が少ないということであれば廃止ということも考えられるのかなと思うのですけれども、まず誘致校奨学金制度の受給をされている人数、それとこれを廃止するという方向性の理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

学校法人新潟総合学院伝統文化と環境福祉の専門学校のほうの数からいきますと、今1年生で5名、2年生で3名、3年生で1名、計9名でございます。あと、佐渡保育専門学校でいきますと1年生が4名、2年生が2名、3年生が9名の計15名ということになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、誘致校の関係につきましては廃止とはなっておりますけれども、今回全部改正します佐渡市奨学金貸与条例の中に包含するような形として考えております。条例の第3条第2項にそれぞれ金額の区分が

ございますが、これまでの誘致校の貸付額、いわゆる授業料については保育の専門学校が約90万円、伝統文化の専門学校も約90万円となっておりますので、そういったことにつきましては金額区分の中の例えば2番目の100万円とか、入学年度以外についての100万円等ございますので、この中で選択していただいて、かつ過去の誘致校の枠も新たな制度の中では当然その分はふやすようなイメージで制度設計をしますもので、形は廃止にはなりますけれども、今の制度に包含するような形と考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 過日の議員全員協議会で教育委員会は学校の教員も佐渡に5年間勤めておれば免除すると、一方総務課のほうは、いや、そうではないのだよという、いわゆる閣内不一致のような説明があったのですが、このことについて市民も関心があると思うので、明確な説明を求めます。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、今回の奨学金の統合につきましては修学機会の拡大と、それから定住促進という2つの柱がございます。今回の転勤が想定される職に就労した場合ということで答弁が食い違ったということですが、基本的にみずからの意思とは関係なく、転勤が想定される職ということにつきますと国家公務員とか県職員とか、そういった方を想定されていると思いますけれども、自らの意思とは関係なく定住が不能になるということで、原則として定住促進の観点からいきますと返還免除の対象外という説明を総務課のほうでいたしました。学校教育課のほうでいたしましたのは、原則としてという部分で、例えば教育職におきましても地元採用がはっきりしているとか、佐渡市の就労を約束できるものについては免除の対象になるという意味で、原則と例外ということで説明させていただいたというところがございます。今回あくまでも定住の促進という観点がありますので、本人の意思とは無関係に会社の任命権者のほうで島外の転勤等、選択権を会社の組織の判断に委ねられるというようなこととなりますと、それは原則として免除の対象外になるという説明をさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） すぐわかりにくい説明だったと思うのだけれども、私の議員全員協議会の認識では佐渡市の会社なり、ある役所でもいいけれども、要するに佐渡市に就職するという意思があって初めて免除されるのであって、それなら例えば島外の建設会社に勤めておって、佐渡支店なり営業所なりに5年間おれば免除されますよとか、あるいは教員が佐渡に来たいと思って教員としては県が基本的に採用するわけですから、あるいは地元採用の県職員というのがあるのかどうかわかりませんが相川の佐渡地域振興局へだけ勤めますよと、そういうのが大学卒業した子供たちがそういうふうな試験の受け方ができるのかどうかわかりませんが、今の総務部長のは非常にわかりにくい。要するに佐渡の定住を促進するために貸与したものを免除しますと、佐渡市内の企業なり関係のところ就職しますということを確認に、10年間のうちそこでまたやめて島外へ出る人もおっても5年間だけはその意思で就職しますという人たちだけは免除しますよと、こういう理解に立つと思うのだけれども、今の説明は非常に複雑で市民にわかりにくいけれども、私が今説明を求めた言い方でいいのか悪いのか、もう一度説明を求めます。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

ちょっとわかりにくい説明で申しわけございません。まず、原則として今回定住促進ということで、学業修了後佐渡に帰ってきていただいて5年間継続して就労していただくということをもって免除の対象にするというのが大前提であります。そうしますと、帰ってくる、いろんな職によって……帰ってくれば、佐渡にずっと定住が想定されている職もあれば、あるいは先ほど申し上げましたとおり島外の転勤というものが想定される職もあります。原則は原則として、先ほど申し上げたとおりですが、転勤の方についてはたまたま新潟県に採用されて、佐渡に転勤で来ました、また3年後に島外に出ますというような方については想定をしていないということでありまして。ただし、先ほどの地元採用とか、教員につきましても来年度の採用からは佐渡の出身者という枠ができるということを知っておりますので、明らかに佐渡で就労するというような採用の条件であるとか、地元で雇用しているのだというようなものがあるのであれば、それは対象にしたいということで、それで原則と例外ということで申し上げました。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 今3年生は試験勉強にもう入っていると思うので、特に学校の場合は佐渡市の枠というものが来年度からできると。そうすると、定年まで佐渡市にずっと勤務できるという理解でいいのですか。教育委員会。私は、そういう枠があるというのは聞いていないのですが、そういう枠があるとすれば、今総務部長が言ったのはよく理解できるのですが、そういうふうなことが果たして県の職員として、例えば魚沼市は魚沼市から採用してずっと定年までおられますよというのはちょっと私は聞いたことがないのですが、教育長、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） お答えします。

今年度の採用から佐渡枠の採用があるということですので、その教員は基本的に佐渡に住んで佐渡の教員になるというのが約束をされております。

〔「ずっと佐渡にいて、教員の勤めができるということ」と呼ぶ者あり〕

○教育長（渡邊尚人君） そういうことです。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 6ページの第2条第2項のところで、前項第1号アに掲げる学校に在学する者に係る奨学金は修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる場合に限るものとするというふうになっていますが、アというのは高等学校、中等教育学校の後期課程云々というふうに記載がございますけれども、これ適当であると認められる場合に限るものというのは具体的にどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、高校生につきましては、これは一時金並びに月額はいままでどおりの内容となっております。審査の内容としましては、成績要件は撤廃いたしますけれども、やはりここには修学が困難な枠が必要だということで、所得の要件はそのまま残す予定でございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 今回の条例は全部改正することなのですから、こういうことに関する要綱は既にちゃんとできているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

条例の下の規則について、今ほぼ準備ができておりますので、委員会の中で説明させていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今あった要綱の件です。要綱や規則については、やっぱりしっかり出すべきだ。平成29年4月3日付の佐渡市補助金等交付規準の制定について、藤木副市長が出した通知、何と書いてある。公平、明瞭、透明な補助金行政をやるためには要綱をちゃんとしろと。要綱を見れば補助制度を把握できるように整備することとなっている。ですから、委員会ではなくて、私も議員全員協議会のときも言ったでしょう。要綱や規則をしっかりとあわせて出すべきものだ。委員会ではなくてすぐ出してほしいというのが1点です。

それともう一つ、中身に入ります。先ほど言ったように、保証人の要件もそうだし、こうなのだけれども、そこで問題だと、これは同じように問題だと思うのだが、ここで先ほどもあった第2条の関係です。第1条からいくと、前は明確に経済的に困難な方と入れていたのを今回は教育の機会均等という文字に置きかえています。これはこれでいいのだけれども、そこで聞くのだけれども、結局第2条の第1項では学校に在学する者。学校に在学する者と限っているのです。学校に在学していなくてもいいのではないのですか。例えばはっきり現実問題でいうと、不登校で学校行けなくて、学校に在籍していなくて勉強を始めた子だっています。そういったものもやっぱり対象にすべきではないか。それはどうなっているのか、1つ。

2つ目、第2項、先ほどの経済的な支援を行うということとかぶるのだけれども、本市に住所を有し、市税等を滞納していない方、もちろんわかります。これは一般的なルールとしてわかるのだけれども、子供の貧困やこういった状況でいうとそこにいる子供、家庭そのものが大変なのです。そういった方々は借りられないということになるではないですか。例えば国民健康保険でいうと、親の所得が悪くて保険証をもらえないのは子供の責任ではないのだよというのが。医療を受ける権利。だから、教育を受ける権利として、やっぱりこのところはさっきの第2条の第2項でいうのでしょうか、認められる場合に限るところで実際運用してこれまでもきているのか、これからはどうするか、そこを教えてください。

3点目、そういう意味でいうと保証の関係でいうと貸与型っぽくなるのですが、機関保証はやるのですか。それと、もう一つは先ほどのことに関係も含めて、例えば中学校行けなかった、19歳になって通信教育で高校を出ようというのがあると思うのです、今の時代。こういったときも通信制等にも実際対応できるものになっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、最後のほうの通信制につきましては、通信制の高等学校については学校教育法上の対象には考え

ております。対象にします。

〔「学校にいなければだめだろ」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） そうです。

それと、冒頭の在学云々につきましては在学を限定にして考えております。

あと、市税等の滞納につきましては今現在の奨学金制度の中においても、これは市長が特別な理由があるということで認める場合も内規で定めておりますので、それを引き続いて運用していきたいと、そのように考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐総務課長。

○総務部総務課長（甲斐由紀夫君） ご説明申し上げます。

先ほどの連帯保証人の趣旨からしますと、実はこの貸与制度、返還期間が20年あります。20年以内ということになりますので、実はその20年間確保したいということになります。ですから、ちょっと65歳の方が20年後になると85歳ということになりますけれども、そのあたりはいたし方ないといいますが、やはり保証人ですので、そういうことでやらせていただきたいと思えます。

〔「機関保証はないのだな」と呼ぶ者あり〕

○総務部総務課長（甲斐由紀夫君） 機関保証。要は返済期間中。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 機関保証というのは、保証協会とかそういうことをいうのです。普通は、今言われているのは、さっきも議案第69号で言ったけれども、保証人要件をなくして機関保証だけにしてやれ、かえってそのほうが実は便利だということです。取るのも含めて。変な言い方だけれども。だから、そこはどうか。先ほどいみじくも言いましたが、65歳からあと20年というととんでもない年になってその人いなくなってしまうこともあるのです。そうすると運用ですが、私が聞きたいのはさっき言った学校に在籍していない方、卒業してしまったのだけれども、社会に出れなくているような方もいるでしょう。そういった方々にも通信教育とか、そういったものを対応できることに運用上はしているという理解でいいのですか。どうですか。

それともう一つ、これ藤木副市長に聞いておきましょう。4月3日付で補助金についてはしっかり要綱等も整備しなさいと。議会がチェックするといったら、それは総務課長はそんなもの議会に出す要件ではないとかと言うのだけれども、議会としてもしっかりチェック機能を高めていくということであれば、要綱や規則をしっかりと出すように監督すべきだと思うのです。その辺どうなのか、それだけ聞いておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

通信制に対応している学校に在籍している生徒につきましては、この免除の対象になるということでございます。

〔「学校に在籍していなくて通信教育を受けることができるか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） それは、対象には考えておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご説明させていただきます。

要綱等の話でございますけれども、今回奨学金について条例を提案させていただいておりますので、今この場でもいろんなご議論、ご審議があります。まず、委員会においてもしっかりご審議をいただいて、しっかりした内容の要綱なり規則を定めていくことになろうと思っております。議員のおっしゃるとおり、執行部として提案している以上はどのようなコンセプトでどのような考えをやっているということはしっかりご説明できるべきだというふうに思っておりますが、実際議会での審議を踏まえて、その中の議論も含めた上で最終的にしっかりした規則、要綱を定めて適正な補助金を執行するということであろうかと思えます。あと、加えて連帯保証人の件が問題になっておりますけれども、医療技術者であると総額760万円、これを免除すると、それから一般の分については430万円の上限ですけれども、それを免除するということがありますので、それを市費を投じて奨学金を出すということでもありますので、その意味で保証についてもしっかりした形にすると。ただ、島内にどうしても連帯保証人が確保できない場合は市長が例外を認めるという規定も今ごらんいただいた条例に書いてあると思えますので、そういうことで丁寧な運用をしていくということにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 答弁がうまいもので何を言われたのだからよくわからないのですが、全然問題ないということをおっしゃったようですが、ですから要綱を出して、次回からこういったときにはしっかり要綱も、案でもいいのです。場合によれば。やっぱり出すようにしてもらいたいということ、どうですか。

それともう一つ、条例では本市の発展に資する有能な人材を確保するということになっています。あなたが出した4月3日付の通知書の中で、注意として何々に資するなどの漠然とした表記はしないことというふうに書いてあるのですが、これは問題ないということ、いいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 今お話のありましたことも含めまして、具体的な要綱を定めるときには十分留意をしていくということだと思っております。資するというのはある意味では方向観、こういう方向に向かっていくということを明示したものだと思っておりますが、具体的な、より明快にしていくことは必要だろうかと思えます。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この条例の目的が定住促進も一つあるということなのですが、もともと誘致校の目的というのはここに学校をつくってくればではなくて、学校に外から学生をぜひ誘致してもらいたいという意味もあったと思うのです。前の奨学金を廃止し、この新しい奨学金で貸与を受けることができる者は本市に住所を有し、かつ市税等を滞納していない者の世帯に属する者ということになりますと、島外からこれらの学校に、今現在佐渡島内にある専門学校3つに修学しようと思う者はこのどこに入るのですか。それとも、ここには入らないけれども、ほかに佐渡市は機会をつくりますよと、どういうことなのでしょう。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今島外から来られている方には、住所をこちらに移してもらうということで確約をもらって支払っております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） こちらに住所を移す者ならわかるのですが、この第2項に書いてあるのは本市に住所を有し、かつ市税等を滞納していない者の世帯に所属する者なので、これはもともといるご家庭の中にいる方というふうにとれるのです。外から来る者とはこれ読めないのですが、外から来る者も来てからここに住所を有すればいいと、そう解釈すればいいという意味ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今変わる前の条例もそうなのですが、奨学金については7月以降に奨学金が入るような形になっておりますので、4月入学した時点で佐渡市に住所を移してもらいたいということで、こちらに来たときに佐渡市のほうに住所を移してもらいます。そして、支払うような形で考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 農林漁業で佐渡へ来て就労する人は全部当てはまるということですか。佐渡生まれの人も、佐渡以外から来る人も。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） 農業、漁業を問わず、企業を問わず、佐渡に帰っていただいて就労の証明等が出れば。

〔「佐渡以外の人」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） 佐渡以外の方は、佐渡以外の方からこちらに来る際のいわゆる貸し付けの条件等については……済みません。ちょっと待ってください。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

甲斐総務課長。

○総務部総務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

まず、この制度自体がまずは予算があるわけですが、当然単年度主義であります。ですから、予算、要は4月以降の状況に応じて貸与するということになりますので、先ほどの1つ目の誘致校については既に4月以降でも入学者、それから在学者、それぞれ佐渡市に住居を有しておりますので、住所を有すること、それからもしかしたら親戚がいるかもしれません。そういった場合に親戚の中の一員として世帯を組むかもしれませんが、例えば1人世帯の可能性もありますし、そういった意味では先ほどの佐渡市奨学金貸与条例第2条第1項第2号の要件は満たしているということになります。

それから、もう一つの質問の中の……まずはこれは佐渡に就業するための奨励金ではないということです。まずは学問を修得するために外に出る、ないしは島内で修学するということを受けまして、そのとき

の資金として奨学金を貸与する。その上で、その後就職するに当たって佐渡に戻ってきていただいた場合は、かつ5年継続して就労していただいた場合は免除するという制度でありますので、そのあたりでそもそも先に就労支援の支援金ではないということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐総務課長。

○総務部総務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

この奨学金の免除対象、免除をするためには継続5年間の佐渡市内での就労というものになりますけれども、その就労の中には自営業も含まれます。ですから、農業、漁業をすることも含まれますし、農業、漁業をする事業主に雇われる場合も当然含まれます。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） つまり佐渡で高校、大学、奨学金を借りて島外へ出て就職をして、5年でも8年でも、戻ってきて第1次産業についても5年間いけば、それはなさなくていいということはわかりました。先月九州の松浦市というところへ産業建設常任委員会で行ったのですが、青年就農交付金、給付金というものを力を入れて、第1次産業の後継者、農業の後継者を一生懸命育成をしている。佐渡も44人ぐらいいると思うのですが、最長7年間、年間150万円ずつ国の補助金をもらって就農する。その就農の形態は、例えば私の家は稲をつくっていますが、そこへたとえ家族であっても、息子であっても施設園芸をやったり、畜産を新たに始める場合はその150万円の給付金をもらえる。そういう場合も一緒です。国からの150万円をもらいながら5年間親元で農業をやった場合は、つまり奨学金はなさなくてよくなる。ほかにもいろんな制度がありますが、今佐渡で44人ぐらいいるというのですが、それ佐渡出身の人かどうかはわかりませんが、そういうことも含まれるということですね。

○議長（岩崎隆寿君） 甲斐総務課長。

○総務部総務課長（甲斐由紀夫君） ご説明申し上げます。

私どもの今回の貸与制度、それから免除の措置につきましては、他の制度に対しての制約というものはございません。1つだけ、ただし私どもの先ほどの医療技術者の奨学金と学校教育課の奨学金は重複支給はできません。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を

許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

議案第73号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての質疑を終結いたします。

議案第74号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 災害対策特殊救急自動車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

議案第77号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第77号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 歳入の繰入金です。特定目的の基金を繰入れていますね。たしか事前の説明では、過疎地域自立促進特別事業基金を入れると、地方創生の不採択分の財源更正だというような言い方をしたような気がするのですが、特に就農移住プロジェクトの地方創生関係の横展開タイプの新規の分が1つ不採択になった。今度歳出のほうであります、そこを受けてということだったと思うのですが、これ自体はたしか私の記憶だと今回出ているもの以外は市の単独で実施をするということになっていたのですが、それは財源更正はしないということなのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明いたします。

今ほどご質問の基金の繰入れの部分につきましては、地方創生交付金事業の3,200万円のうち農林水産業費で行うウッドパレス妹背の部分を除いて行うということでご説明申し上げました。その財源に充てるものということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画財政部長（濱野利夫君） 今ほど申しあげました3,200万円のうちのウッドパレス妹背を除く分について実施すべく、この財源を充てるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） ですから、例えば10、11ページ、歳出にいくと財源更正ということで出てきますよね。だから、そこのこういった形で財源更正しなくていいのかということを知りたい。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） この部分につきまして、財源更正をして実施するということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） ですから、予算書で財源更正しなくていいのか。歳出のところはどこかにあるということですね。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

過疎ソフトの基金、こちらからの繰入れでございますが、財源更正としましては交流居住・定住促進事業、それから雇用促進の支援、集落営農・担い手支援、それから園芸作物振興事業、この4点について財源更正するものでございます。

〔「載せなくていいのか」と呼ぶ者あり〕

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） 予算書に出ております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第77号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費から5款労働費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から5款労働費までについての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 先ほどの財源更正はわかりましたが、そこでちょっと聞きたいのです。地方創生の横展開のタイプの新規就農者等受入体制整備事業、今年度の当初予算の柱の一つではないですか。これやめるのでしょうか。今年度の概要の中に明確に新規事業としてのっているわけで、やめるというのでしょうか。あなた方の地方創生の横展開タイプの中で、例えば先ほどの話もあったかもしれませんが、この受け入れ体制をやめるのだけれども、新規就農者の確保のためのパンフレットを今度は作成するというのでしょうか。整合性ないのではないの。それどう考えているのですか。農業政策がどういう柱なのか、ちょっとわかりにくい部分はあるのだけれども、産業建設常任委員会でもいろんな意見があったというのも承知はしてい

ます。横展開の地方創生のは、つまり国が財源くれないからやめるといものなのか、違うのだろう。あなた方の今年度の一般会計当初予算の新規事業の中では、農業関係としては大きな打ち出しをしているのではない。その辺あなた方どういう政策体系になっているのですか。あわせてこの前に指摘しましたが、日本経済新聞の6月1日付の報道によりますと、地方創生でやっているのが非常にいいかげんだということとそこにもメスが入っているというその一つとして佐渡市にメスが入ったという形になるのだというふうに私は思うのだけれども、そうするとこの横展開が全体として崩れてしまうと思うのだけれども、どう考えているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 今回旧ウッドパレス妹背の一部を個室に改修して、新規就農希望者の研修地の宿泊施設に活用するというので計画したものでございますが、今回不採択になったため、財源として国等の新たな補助制度の活用が不可欠だというような判断をさせてもらって、今回の補正では一旦減額という判断をしたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今後新たな財源で考えていくという言い方だったけれども、きょうの議会に出ている資料にはそんなこと書いていないではないですか。処理状況、新規就農者等受入体制整備事業については今年度事業化を見送りと書いてあるではないか。何か今の部長の答弁だと、ほかの財源を見つけてやりますという話だったでしょう。処理状況については、見送りと書いてあるではないですか。だから、全体としてどうするのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明いたします。

財源として今後新たな補助制度の活用が不可欠だという判断のもと、この後補助制度を探すということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 見ていないのではないですか。見ている、部長。羽茂農業協同組合とか協議とか管理運営でうまくいかなかったんで、今年度は見送ります、こう言っているのだけれども、何を言いたいかというと、あなた方はことしの施政方針の産業振興の大きな柱でしょう、一つ。その中でピックアップしてこの事業は並んでいるのです。来年からは平成30年問題で農業が本当に厳しい状況になる中でどういう施策を打つのかと関心がある中で、必要なものだったらやらなければならないではないですか。新たな財源をどうのこうのと言うけれども、まだ地方交付税10億円も留保しているではないですか。財源なんか腐るほどあります。そこをどう考えているのですか。これは部長制にしたから部長なのか、これはやっぱり三役の前にいる3人のうちどなたかが答えなければでしょう。政策に関することから。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今ご指摘の点についてでございますが、今回新規事業の中でウッドパレス妹背の件、計画として組み込ませていただきましたが、このウッドパレス妹背の改修に関しましてはあくまでも国、県等の財源を可能な限り利用できるという前提で組み込ませていただいた部分でございます。農業政策全般の部分とこのウッドパレス妹背の改修等とは、当然あるにこしたことはありませんが、基本的にはあくま

でもウッドパレス妹背は財源を見つけた上でゴーサインということで当初からも考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） ウッドパレス妹背は3月議会でもたった4人か5人のためにアパートをつくるというおかしな制度、国が認めるからいいということで予算が通ったわけだけれども、今の企画財政部長の答弁だとどこかからまた財源を見つけてやるという、これは誰が見てもあるべき事業ではなかったわけ。ただ、どういうわけか国が金をくれるからやるというから賛成をしたけれども、これは事業の内容をもう一回精査してください。全く費用対効果が逆になっておるような事業だと思うのだけれども、それでも企画財政部長は今年度中に財源を見つけてこの事業をやるという意味なのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明いたします。

3月議会に出したときには、まだ国への申請中でございまして、まだ内示の前の段階でございました。予算がつけばということでお話しさせてもらったかと思えます。それから、この後やるのかという話ですけども、今回査定段階では新たな財源が見つからなければやらないということで決定したところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） もともとウッドパレス妹背はもうやらなくて空き家になって、もう壊すばかりになっておるのをまたそういうふうにするからおかしいのと、3月議会のときには何度も産業建設常任委員会で質問したのですが、行革の面から見ても全く必要なくて、壊して地主に返すべき代物ではないですか。もし新規農業をやるのだったら、ウッドパレス妹背ではなくて羽茂の広い海岸にある土地に改めて何か建てればそっちのほうが安くなる。ただウッドパレス妹背を何とか利用するという考え方ばかりの中でこういう変な施策が出てきたと私は理解しておるのだけれども、市長はそれでも今企画財政部長が言ったように、とにかくウッドパレス妹背でしかやれないのではないです。これはどこでもやれるのです。そのことを事前に市民に説明した上で、ウッドパレス妹背にこだわることはないではないですか。どうしてこだわる、その裏の理由が私はわからない。率直に言って、そういうものが必要ならば単費でもいいですけども、あの広い佐渡市の土地があるわけだから、わざわざ借地をしてまでそういうふうなことをする必要はないと思うのですが、その辺の説明をもう一度市長のほうから求めます。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今回ウッドパレス妹背を予算上は国のほうへ申請中の中で出させていただいた部分につきましては、現状のウッドパレス妹背そのものの建物の修復について国のほうからの予算が何とか財源が供出できれば完全に建て直すよりも現状の最低限の修復、住居環境に整えるだけという範囲であればそのほうがよりコスト的にはプラスがあるのかなということで出させていただいたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 生乳プラントです。所管でありますので、1回だけ聞いておきます。10年ぐらい前から手元に数字はないのですが、2,000トン以上の生乳が生産されていましたが、今1,250トンぐらいになっていると思います。施設整備費の2割に当たる1億円出すのは私は賛成で、佐渡ブランドは守らなければ

ばならぬということは十分わかっていますが、その2割を出すに当たっては仄聞するところによると14軒の酪農家が12軒になって、今の調査ですと今後続けていけるのが、つまり後継者がいるのは4軒しかないというふうなことを聞いています。生乳自体の生産量もどんどん減っていった場合、佐渡市としては酪農経営体の育成は1億円出すわけですから、もう待ったなしで取り組む、そういう覚悟が要するというふうに思いますが、その覚悟のほどを聞かせていただきたい。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

今議員がおっしゃったように、今回生乳プラントは老朽化のために施設整備を更新するわけですが、14軒の農家が現在291頭の乳牛を飼っております。今回の話し合いの中と申しますか、計画の中で将来的に今2,000トン余りの搾乳量なのですけれども、2,500トンにふやしたいという農家の意向もあります。そうしますと、農家の意向も含めて佐渡市ではこれからこの件に関しまして力を入れていかなければならないということがあります。そのために今回国も県も特別と申しますか、今回の危機感に関しましてご理解をいただいた上でこういう支援をしていただいたものと感じておりますので、我々も頑張らなければいけないと、このように感じております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 近藤和義君。

○18番（近藤和義君） 新穂でかなりの規模の、佐渡農業協同組合中心に、あれは繁殖牛の経営をやるといふふうな話ですが、組合長にちょっと話したのですが、佐渡市としても佐渡農業協同組合も含んで、このまま乳牛の頭数をふやすのが困難になれば佐渡農業協同組合と一緒に、あれ何百頭ですか、新穂は。今度大型和牛繁殖支援施設、というのですか、300頭ぐらい。あの一部を酪農に転換するなり、具体策が要ると思うのです。一般質問でもまたやりますが、そうしないと6億円をかけて生乳のプラントをつくってももとの生産量が少なくなっていけば、それはチーズもバターもいいですけれども、もとの生乳生産量が減っていけば絶対に行き詰まるわけですから、その辺も考えの中にありますか。

○議長（岩崎隆寿君） 安藤産業観光部長。

○産業観光部長（安藤信義君） ご説明をいたします。

その件も含めて、必要であればそういう施策も展開していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、10款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第77号についての質疑を終結いたします。

議案第78号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設(建築)工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設(電気設備)工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設(機械設備)工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第81号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 請願第7号から請願第9号まで、陳情第4号

○議長(岩崎隆寿君) 日程第6、請願第7号から請願第9号まで並びに陳情第4号についてを一括議題といたします。

請願第7号から請願第9号まで並びに陳情第4号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長(岩崎隆寿君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、16日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時46分 散会